議員提出第　１　号議案

「原発事故子ども・被災者支援法」の基本理念に基づく施策の早期実現を求める意見書

上記の議案を提出する。

平成２５年９月２７日

提出者	府中市議会議員	前　田　弘　子
賛成者	〃	桑　島　耕太郎
	〃	赤　野　秀　二
	〃	市　川　一　徳
	〃	手　塚　歳　久
	〃	松　村　寿　志

「原発事故子ども・被災者支援法」の基本理念に基づく施策の早期実現を求める意見書

平成24年６月21日に「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」（以下、「原発事故子ども・被災者支援法」）が全会一致で可決、成立した。

この法律では、被災者が支援対象地域に居住し続ける場合も、他の地域へ移動したり、移動前の地域へ帰還したりする場合も、いずれも被災者自身の選択する権利を尊重し支援することを基本理念としており、原発事故による被災者への幅広い支援策は、「原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任を負っている」国の責務において推進することを定めている。さらに、被災者の放射線による健康への影響に関する調査や健康診断の必要性、被曝による疾病への医療費減免などが盛り込まれている。

このように、内容的にも画期的な法律が、国会議員みずから被災者の声に耳を傾け、超党派で成立にこぎつけたことは、将来に不安を抱く被災者にとって希望の灯となった。

しかし、法律が成立して１年以上たっても具体的方針は出されなかったが、去る８月30日ようやく「基本方針（案）」が出された。そこでは福島県外に避難した被災者に対する情報提供や相談対応などの支援策など評価できる点もあるが、「支援対象地域」とされた範囲は福島県の浜通りと中通りの33市町村に限定され、法第５条で規定されている「居住者・避難者の声を反映させる」方法も限定されてしまっている。

よって、府中市議会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう要望する。

１　原発事故子ども・被災者支援法の基本理念に基づき、居住者・避難者の安定した住居の確保や、子どもの定期的健康診断を行うなど、「基本方針（案）」をより具体化させるために必要な予算措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成２５年９月２７日

議　　長　　名

（あて先）　衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、原子力経済被害担当大臣、国土交通大臣、復興大臣、内閣官房長官